

## 建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定に係る取扱い基準

平成 30 年 9 月 20 日  
京 都 府 建 設 交 通 部  
建 築 指 導 課

### 1 基本事項

敷地と道路との関係は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)(以下「法」という。)第 42 条に基づく道路に 2 m 以上接することが基本であり、同条第 1 項第 4 号または第 5 号の指定が可能なものは、認定の対象外とし、本認定制度はあくまで例外的に適用されるものとする。

### 2 「農道その他これに類する公共の用に供する道」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 1 項 1 号)

- (1) 農道整備事業、ほ場整備事業、土地改良事業等による農道、林道事業による林道等、公共の用に供する道であるもの、又は港湾道路、河川や海岸の管理用通路等公共団体が管理するもの
- (2) 寺社の参道のように公共性の高い道であるもの

### 3 「建築基準法施行令(以下「令」という。)第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる道路位置指定の基準に該当する道」とは、既存建築物の増築、建て替え又は建築物が既に建ち並んでいる区域内で建築する場合において、次の各号の全てに該当するものとする。

(建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号)

- (1) 平成 11 年 5 月 1 日時点において存在するもの
- (2) この基準の施行日時点において、令第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる道路位置指定の基準に適合するもの

### 4 交通上、安全上、防火上、衛生上支障が無いことの判断にあたっての留意事項 延焼のおそれのある部分、採光に有効な部分、道路斜線制限、容積率制限の適用においては、道を道路とみなす。

### 5 施行日

平成 30 年 9 月 25 日

### <用語の定義>

「建て替え」:

建築物の全部を除却した後、引き続き建築物を建築するものをいう。

したがって、除却後に相当の期間が経過した後に建築物を建築する場合は新築として扱う。

「建築物が既に建ち並んでいる区域」:

平成 25 年 4 月 1 日時点において、当該道にのみ接する建築物が 2 以上建ち並んでいる道の沿道をいう。